

大和市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第17号

大和市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例

(大和市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 大和市職員の再任用に関する条例(平成13年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 大和市職員の退職手当に関する条例(昭和38年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

第6条第5項中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

(大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年大和市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第21条中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。